

装飾・施工上の注意

装飾を依頼される場合は、本マニュアルの記載事項を委託会社の方にも徹底いただくようお願い申し上げます。
インターネットにも掲載されております。(http://www.powtex.com/tokyo/regulation)

来場者の方の安全のため、下記事項を厳守いただくようお願いいたします。

- 機械の開放時に、機械が通路にはみださないこと。
- 機械の稼動時に、人が触ることがないようにすること。
- 通路に面してストックルームなどを設置する場合は、通路側にドアが開かぬようにすること。
(通路にいる来場者がけがをする場合があります。)
- 小間内で説明などをおこなう場合は、来場者の方が通路にはみださぬよう場所を確保すること。

なお、出展社および委託された代理店・装飾施工会社におかれましても、出展小間内での展示物、装飾物の転倒や落下などによる事故につきましては、当該出展社の責任となりますので、施工管理者を定め安全管理に万全の策を講じてください。またクレーン車、高所での作業等あるいは危険が伴うと想定される作業がある場合は必ずヘルメット等を着用し、重量物を取り扱う際には安全な履物（安全靴等）を使用するなど安全管理に努めてください。

[1] すべての装飾物は、自社小間におさめてください（はみ出しは禁止します。）

[2] 壁面設置に関する制限

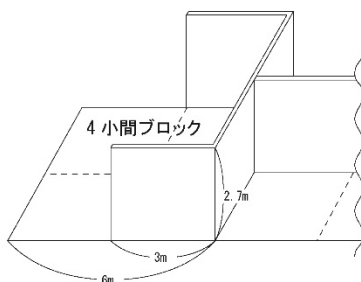
通路に面する箇所に壁装飾を必要以上に多用しますと、周辺の出展社に圧迫感を与えるだけでなく、来場者にも小間内に「近寄りがたい雰囲気」を作り、せつかくの小間スペースが十分いかされません。

本展では次のとおり装飾規定を設けます。

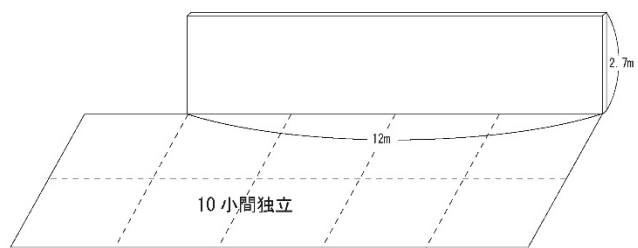
4 小間以上のブロック小間および独立小間の装飾に関しては、通路に面する箇所に壁面を設置する場合は、一辺につき 50%以上の開放面を設けてください。（下図を参照してください。）

ただし、自社小間と会場壁面の間に他の出展小間がない場合は、この限りではございません。

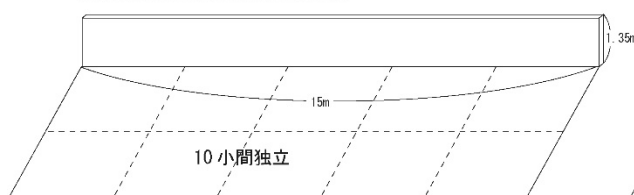
50%開放 → ○



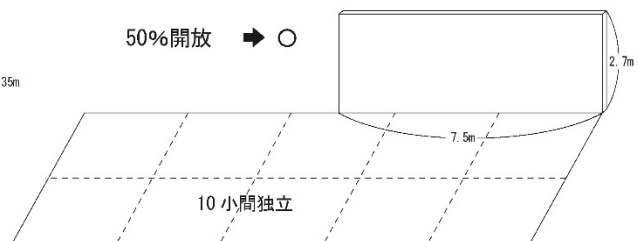
50%開放 → ×



壁の高さはすべて1.35m以下 → ○



50%開放 → ○



ただし、ブロック・独立小間において、高さ1.35m以下の壁面であれば、一辺全面に壁を立てることが出来ます。

[3] 高さ制限

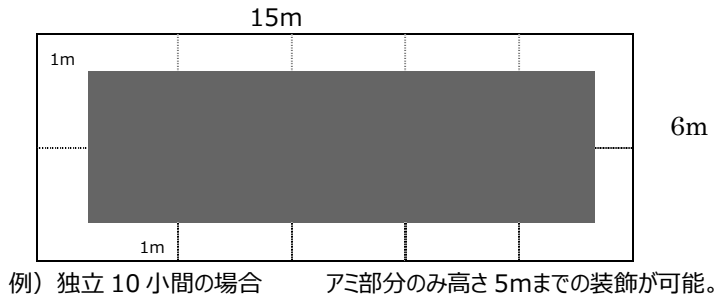
展示物についての高さ制限はありませんが、陳列設備、装飾、標示などの高さは床面から 2.7m以下に制限されています。2.7mをこえる展示品に何らかの装飾を施す場合には装飾は 2.7m以下の場所をお願いします。

10 小間以上の独立小間の場合は床面から 5mまで装飾が可能です。

その場合は各々の通路から 1m以上セットバックしてください。

※ただし自社小間と会場壁面の間に他の出展小間がない場合、周囲に圧迫感を与えずに済むため、セットバックせずに 5mまで装飾可能です。

装飾物などに違反があった場合には会場において修正、撤去をお願いする場合がありますのでご注意ください。



[4] 小間装飾などの造作物

あらかじめ工作成型のうえ、組み立てる程度のものでし、会場内の作業は最小限にとどめてください。

[5] 床面工事について

機械の据え付けや装飾施工の必要などから、床にアンカーボルトを打設する場合は、事前に届出の必要があります。工事の必要な出展社は提出書類【8】「アンカーボルト施工届」に打設箇所のわかる小間図面 2 部を添付して 10 月 19 日（金）までに展示会事務局にご提出ください。

展示会終了後に、使用本数に応じたアンカーボルト打設費用を請求いたします。

1 本あたり 1,080 円（消費税込）

※注意事項

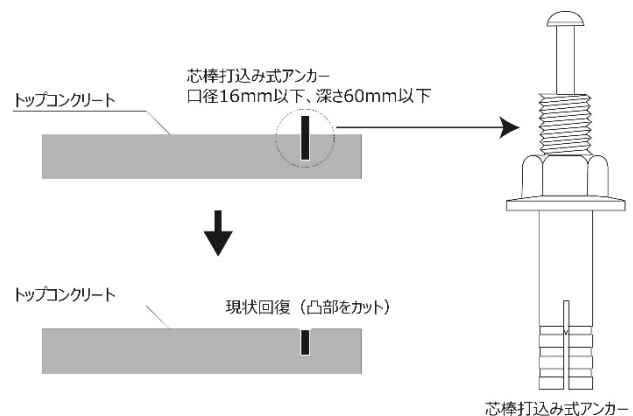
- ①使用できるアンカーボルトは、シールド深さ 60mm、口径 16mm 以下の芯棒打込み式アンカーのみです。
- ②ピットおよびその周辺部は（ピット端から 200mm まで）の範囲内は使用できません。
- ③会期終了後、アンカーボルトはサンダーなどで切断し床面に突起物が残らないようにしてください。また、ハンマーでの打ち込み、ガス溶接は禁止します。

■ 禁止事項

- ①規定のアンカーボルト以外（コンクリート釘、ドライピット紙、コンクリートビス、ケミカルアンカー、グリップアンカー、プラグアンカー等）の打設。
- ②掘削、はつり行為
- ③ドリル径 17mm を超える穴あけ。
- ④塗料等を直接塗ること。
- ⑤カーペット等に接着剤を塗布して直接貼ること。

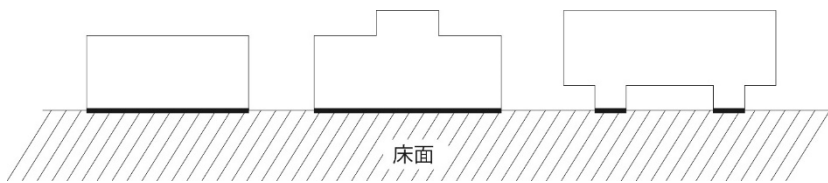
※展示・装飾に際して、上記アンカーボルト工事以外の会場躯体に対する工事は一切行うことができません。

違反工事を発見した場合、ただちに作業を中止していただきます。損傷等発生の場合、補修費を含めた相応の損害賠償を事務局より請求いたします。



[6] 重量物の展示

構造上、展示物単体重量を展示物の水平投影面積で割った数値が 5t/m²を超えるものの展示はできません。



※重量制限内でも養生が必要な場合があります。

[7] 通路上に施設や標示を設けないでください。

[8] 作業に際し、電気・ガスなどによる溶接その他火気の使用は禁止されています。

[9] 作業は必ず自社の小間内でおこない、通路又は他の小間内を使用するなど他社の迷惑となる行為はご遠慮ください。

[10] 小間内床にカーペット類を敷く場合には、弱粘着性両面テープで固定してください。

[11] 小間造作及び展示物は地震などにより転倒、落下、移動などしないよう確実に固定、取り付けをおこなってください。

[12] 自社小間の装飾施工業者名を登録するために、出展社は必ず巻末の「装飾施工業者届出書」を展示会事務局まで提出してください。なお、自社で施工する場合も必ず提出してください。

[13] 小間の天井装飾、屋根付展示物の設置

①壁のない屋根及び天井を設ける工作物

ア. 屋根及び天井の大きさは 50 m²以下のみ設置可能。(設置の高さは 3m 以上 7m 以下)

イ. 前項ア.の設置基準を超える造作により、スプリンクラー設備及び放水銃の散水障害となる場合は、以下のいずれかの措置をとることを条件に前項の設置基準を解除できる場合があります。

- 1) 屋内消火栓で有効に警戒（歩行距離）ができる場所である。
- 2) パッケージ型消火設備・補助散水栓を設置。

ウ. 柱及び梁は、鉄骨構造の不燃材料とし、十分な強度を有す。

エ. 布、暗幕、シート等の繊維製品は防災物品を使用する。

オ. 自動火災報知設備の感知器及び走査型火災検出器の感知障害となる場合は、感知器を設置する。

②壁がある屋根、天井を設ける工作

ア. 屋根及び天井の大きさは 50 m²以下のみ設置可能（設置の高さは 3m 以上 7m 以下）。また努めて走査型火災検出器及び放水銃に面する壁を開放するものとする。

イ. 原則として展示の内容が遮光及び防塵等の措置が必要なものに限る。

ウ. 内装は下地、仕上げともに難燃材料以上とする。

エ. 避難障害とならないに、出入口を 2ヶ所以上設け、避難口誘導灯または誘導標識を設ける。

オ. その他の基準は①壁のない屋根及び天井を設ける工作イ～オに準じる。

天井構造物を設置する出展社は、**10月19日（金）までに**下記書類を展示会事務局までご提出ください。

消防署への届出は事務局にて一括して行います。

1) 天井面積がわかる小間内施工平面図

2) 立面図および天井構造詳細図（消防設備などが記載されたもの）

3) 天井部分の材質仕様書

※提出期限を過ぎて申請があった場合、消防署の許可が間に合わない場合がありますのでご注意ください。

※現場にて装飾物が、事前に申請なく上記の注意事項に違反していた場合、装飾物を撤去、変更していただきますのでご注意ください。

[14] 小間を 2 階建構造にすることはできません。

[15] 装飾物を天井から吊り下げることができません。

[16] 排水設備（ピット）使用・排水に関する注意

排水設備に下記が流入すると汚損、詰まりや逆流等の原因になりますので、絶対に流さないください。

- ・油
- ・薬液
- ・塗料
- ・悪臭を放つ汚水等

※修理、清掃が発生する場合、その補修、賠償等に要する費用は出展社の負担となります。

排水設備をご使用にあたり、ご不明な点等がございましたら展示会事務局までお問い合わせ下さい。

[17] その他の注意事項

- ①小間造作および展示物は転倒、落下、移動などのないよう確実に固定、取付をしてください。
- ②会場設備、基礎小間、他社の装飾および出展物などを破損した場合は、理由の如何にかかわらず責任をおとりいただくことになります。
- ③消火器、屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常ベル、誘導灯などを装飾物などにより隠ぺいしないでください。また、その付近には使用の際に障害となる陳列、工作物、その他の物品を置かないでください。
- ④会期中に展示設備および装飾の様態替えをすることは原則としてできません。
- ⑤出展社が以上の規定に違反し、主催者から是正するよう通知されたにもかかわらず、これに従わない場合には、主催者は自ら出展社の費用負担で、その違反物の撤去その他の措置をとることができるものとし、出展社はこれに対し、主催者に対し異議を述べたり請求することは出来ません。

[18] 装飾資材の防災規制

展示会場は、法令・条例等により、一定基準の防火管理と設備が義務づけられています。

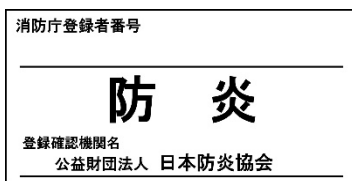
防災対象物品で防災性能を有しないものを使用していた場合は撤去していただきます。

会期初日に消防署員の査察が行われますので、下記の項目について完全を期してください。

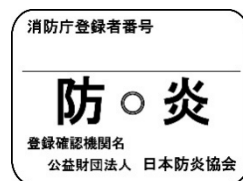
- ①消防法の防災表示制度により、展示用合板、カーペット、カーテン類には「防災ラベル」が貼付された物以外は使用出来ません。
- ②展示用合板・繊維板は、厚さに関係なくすべて上記の防災合板を使用してください（表面に「防災」と書いたラベルが貼付され、裏面に5本の赤線入りのもの）。
防災合板に厚い布、ひだのある紙類を貼付する場合は、防災性能を有する物を使用してください。ただし、薄い布紙を防災合板に全面密着して使用する場合はさしつかえありません。カーテン・幕類・布紙その他の可燃性物品を使用する場合、防災処理済のシールのついた物を使用してください。なおそのラベルは、（公財）日本防災協会発行のものに限ります。 ※防災シールは、防災物品のひとつひとつに付けてください。
布製品に対する防災処理は浸漬により行なうため、アクリルやポリエステルが20%以上含まれているものは防災二次加工ができません。
- ③発布スチロールなどの石油化学製品（ウレタン、アセテート、ポリエステル、ナイロンなど）は、防災性能を与えることが困難であるため、使用出来ません。
施工期間および会期中に所轄消防署による査察が行われます。防災表示のない対象物品（アクリル・プラスチックダンボール含む）は撤去を命じられる場合がありますので、ご出展者および工事関係者の方々のご協力をお願いします。 ※透明素材のポリカーボネートは製品によっては防災認定を取得したのものもあります。

防災ラベル見本

防災合板およびカーテンおよび布類



防災カーペット



防災合板



難燃合板

